広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業

（高齢者施設等分）Ｑ＆Ａ

# **（「月当たり給付対象利用者数」の定義）【要綱第２条⑷関係】**

Ｑ１　以下の利用者を「月当たり給付対象利用者数」の人数に含めて良いか。

①　住所地特例等により、保険者が広島市外の利用者

②　予定人数分の食事を作っていた日において、体調を崩し摂取できなかった（休んでしまった）利用者

③　経管栄養等の理由により食事の提供をしていない利用者

④　入所系施設において、

・　令和６年３月１日から３０日までの間に入退所日がある利用者

・　入院・外泊などにより一時的に施設以外の場所で過ごした日のある利用者

・　正式入所前の体験入所期間中の利用者

⑤　通所系事業所において、在宅利用などで、実際に事業所に通所していない日のある利用者

Ａ１　①～④については、いずれも「月当たり給付対象利用者数」の人数に含めて問題ありません。

⑤については、実際に事業所に通所していない日については、その方はその日の利用者として計上できません。

Ｑ２　入所系施設において、利用者Aが退所した日に、利用者Bが入所し同じベッドを使用した場合、「月当たり給付対象利用者数」には２人とカウントするのか。

Ａ２　１人とカウントしてください。このため、入所系施設における「月当たり給付対象利用者数」の最大数は「１日当たりの定員数×３０日」となります。

Ｑ３　以下の場合、令和６年３月の数値を使用することが「適当でないと認められる場合」に該当するか。その場合、「他の適当な期間」として、令和６年３月以外の月の１日から３０日までの数値を使用することができるか。

①　令和６年１０月１日から定員を増やす／増やしたため、令和６年１０月の数値を使用したい場合。

②　令和６年３月は運営開始後間もない／運営開始していないため、令和６年４月以降の数値を使用したい場合。

③　令和６年３月は新型コロナウイルス感染症による休所期間がある／利用者数が少ないため、それ以外の月の数値を使用したい場合。

また、以下の場合、令和６年３月の数値を使用することができるか。

④　令和６年１０月１日から定員を削減した後、申請する場合。

⑤　令和６年１１月１日から定員を削減した後、申請する場合。

Ａ３

①　原則、可（令和６年度のうち６か月以上を増加した定員で運営するため。ただし、令和６年１１月１日から定員を増やす／増やした場合は、令和６年度のうち６か月未満を増加した定員で運営することとなるため、令和６年３月の数値を使用してください）

②　可（申請の〆切日が令和６年１１月３０日であることから、令和６年４月～１１月までの数値を使用してください）

③　可（申請の〆切日が令和６年１１月３０日であることから、令和６年４月～１１月までの数値を使用してください）

④　不可（令和６年４月～１０月の間に定員を削減後、申請される場合は、令和６年度のうち６か月以上を削減した定員で運営することから、定員削減後の月の数値を使用してください。

⑤　可（令和６年１１月に定員を削減後、申請される場合は、令和６年度のうち６か月以上を削減前の定員で運営することから、令和６年３月の数値を使用してください。）

Ｑ４　以下の場合、「月当たり給付対象利用者数」を分けて算定する必要があるか。

①　介護予防事業所としての指定も受けている場合、要支援の方・要介護の方を分けて算出し、「別記様式第１号　申請書」の「６　施設・事業所別申請額一覧」においても介護予防事業所は別の行に書く必要があるか。

②　共生型サービスの指定を受けている場合、介護サービスの利用者と障害福祉サービスの利用者とを分けて算出する必要があるか。

Ａ４

①　その必要はありません。介護予防事業所も同一の事業所として、事業対象の方・要支援の方・要介護の方の人数の合計をカウントして構いません。

②　介護サービスの利用者数と障害福祉サービスの利用者数とを分けて算出してください。お手数ですが、障害分については、障害自立支援課が担当課となりますので、別々に申請してください。

# **（支援金の支給対象者）【要綱第３条関係】**

Ｑ５　「食費に係る利用者負担」を引き上げた場合には支援金の支給対象者に該当しないとのことだが、光熱水費など食費以外の利用者負担の引上げは行ってもよいか。

Ａ５　食費以外であれば、利用者負担の引上げを行っても構いません。

Ｑ６　利用者に食事を提供していない通所系サービス提供事業所等において、

①　本支援金は支給されるか。

②　飲み物の物価高騰分については本支援金を充当しても差し支えないか。

Ａ６

①　支給されます。

②　差し支えありません。

Ｑ７　食事の提供を別の業者に委託している施設等にも本支援金は支給されるか。

Ａ７　支給されます。ただし、

・　委託契約を更新し、施設等の負担が増えている場合であって、利用者に対する食事の提供内容・料金を変更していない場合であれば本支援金を充当可能ですが、

・　委託契約の内容が変わらず、事業所の負担増になっていないのであれば、本支援金を食事の委託費に充当することはできません。本支援金は他の物価高騰に係る経費に充当ください。

# **（支援金の対象経費）【要綱第５条関係】**

Ｑ８　「支給対象事業者が物価高騰の影響を受けつつも、サービスの質を維持するために負担した経費」はどのように算出したら良いか。

Ａ８　令和６年度と令和３年度の食費・光熱水費・ガソリン代・消耗品費などの経費を比較し、物価高騰に伴い増大した経費を算出してください。

　　　たとえば、令和６年度と令和３年度の食材料費、電気（ガス）料金などの差額分を経費とします。

　　　ただし、利用者負担の引上げによる増収額を差し引いてください。

例１）　食材料費・・令和６年第一四半期：500万円、令和３年第一四半期450万円

　　　⇒　500万－450万＝50万円　　この場合、50万円が対象経費となります。

例２）　電気代・・・令和６年４月：50万円　、令和３年４月：40万円

⇒　50万－40万＝10万円　　　この場合、10万円が対象経費となります。

例３）　光熱水費・・・令和６年４月：100万円　、令和３年４月：70万円

　　　　利用者の光熱水費負担の引上げによる増収額：30万円

⇒　100万－70万－30万＝0円　この場合、対象経費はありません。

実際には電気（ガス）使用量などが前々年同月と違うために例示のとおり単純比較はできませんが、使用量が同じものとして比較していただいて構いません。

# **（支援金の申請）【要綱第７条関係】**

Ｑ９　別記様式第１号（申請書）には、法人名・法人の代表者名の欄があるが、各施設・事業者ごとに管理者が申請しても良いか。

Ａ９　別記様式第１号（申請書）のとおり、運営法人ごとに法人代表者名で１つの申請書をご提出いただくようお願いします。

複数の施設等を運営している法人においては、

・　別記様式第１号（申請書）の「６　施設・事業所別申請額一覧」において、月当たり給付対象利用者数を重複して報告しないようご注意ください。

・　空床型のショートステイを併設している施設においては、ショートステイ利用者も月当たり給付対象利用者数に含めて、２つのサービス種別を併せた申請としてください。

・　同一の事業所で複数のサービスを提供している場合、サービス種別ごとに異なる行に計上してください。その際、月当たり給付対象利用者数のカウントが重複しないようご注意ください。

Ｑ10　(看護)小規模多機能型居宅介護において、入所系サービスと通所系サービスは

①　どのように算定すれば良いか。

②　支援金額はどのように計算すれば良いか。

③　別記様式第１号（申請書）の「６　施設・事業所別申請額一覧」にはどのように記載したら良いか。

Ａ10

①　入所系サービスと通所系サービスはそれぞれ単価が異なるため、別々で算定いただく必要があります。同日に両サービスを利用した利用者については、入所系サービスの利用者として算定し、通いサービスの利用者の人数には含めないでください。

例：利用者Aが3/2に通所系サービスを利用後、そのまま入所系サービスを利用し、3/3の通所系サービスを５時間未満利用して帰宅した場合

→　利用者Aについて、3/2は入所系サービスで１人、3/3は通所系サービスで0.5人として算定してください。

②　入所系サービスの支援金額と通所系サービスの支援金額の合計が、支援金額になります。

例：算定の結果、月当たり給付対象利用者数が、入所系サービスが50名、通所系サービスが13名で、支援対象期間が12月の場合の支援金額

→　42,000円×50人×12月÷30日÷12月＝70,000円（入所系）

14,000円×13人×12月÷30日÷12月≒6,000円（通所系）

70,000＋6,000＝76,000円（合計）

③　別々の行において、「サービス種別」の列で

・　小規模多機能型居宅介護（宿泊）

・　看護小規模多機能型居宅介護（宿泊）

・　小規模多機能型居宅介護（通所）

・　看護小規模多機能型居宅介護（通所）

のいずれかを選択いただき、宿泊サービス利用者数と通所サービス利用者数のそれぞれの算定結果をご記載ください。

Ｑ11　別記様式第１号（申請書）の「３　事業の収入及び支出予定」について、

「摘要（収入）」欄、「摘要（支出）」欄には何を記載したら良いか。

Ａ11

　特段なければ空欄で構いません。

Ｑ12　申請書や実績報告書は郵送等により提出してよいか。

Ａ12　行政手続のデジタル化推進の観点から、申請書及び実績報告書は可能な限り電子メールによる提出をお願いします。電子メールによる提出が難しい場合には書面での申請も受け付けます。

# **（支援金の支給条件）【要綱第９条⑵関係】**

Ｑ13　申請時に予定していなかった事業の休廃止を行い、支援対象期間に変更が生じた場合はどうすればよいか。

Ａ13　休止については休止の初日から１４日以内、廃止については廃止日の３０日前までに、介護保険課管理係にお知らせください。

なお、既に支援金の支給を受けている場合には、支給額の変更に伴い、支援金の一部を返還していただくこととなります。

また、この報告は、実績報告後に休廃止を行った場合にも必要です。

なお、介護保険課事業者指定係への廃止届等の提出は別途必要です。

# **（帳簿等の整備）【要綱第１０条関係】**

Ｑ14　食材料費や光熱水費等の領収書等を広島市に提出する必要はあるか。

Ａ14　領収書等を提出いただく必要はありませんが、支援金の支給を受けた年度の翌年度から５年間保存いただき、広島市から連絡があった場合はすぐに確認できるようにしておく必要があります。

**（実績報告）【要綱第１１条関係】**

Ｑ15　実績報告は令和７年３月３１日までに行うこととあるが、いつから行えるのか。

Ａ15　別記様式第２号（支給決定通知書）の支給決定日以降であれば、令和６年度に物価高騰により食費に係る利用者負担を引き上げることなくサービスの質を維持するための経費に対して支援金を充当した後、令和７年３月３１日を待たず、速やかに実績報告をお願いいたします。

**（支援金の額の確定）【要綱第１２条関係】**

Ｑ16　実績報告後、広島市において確定された支援金の額が、別記様式第２号の支給決定通知書による支給決定額と同額である場合には、別記様式第４号の支給額確定通知書は送付されないのか。

Ａ16　送付しません。本事業においては、確定した支援金の額が支給決定額と同額である場合には、通知を省略することとしています。